

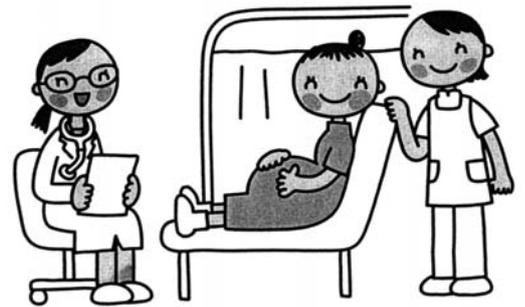
すこやかな妊娠と出産のために

妊婦健康診査を受けましょう

妊婦健診って？

そもそも、なぜ妊婦健診を受ける必要があるのでしょうか。妊婦は病気ではないのに……。

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。医師や助産師などに、妊娠・出産・育児に関する相談をして、妊娠期間中を安心して過ごしていただくことが大切です。病気の有無を調べるだけでなく、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えるために、日常生活や環境・栄養などいろいろなことに気を配る必要があります。



標準的な“妊婦健診”の例

厚生労働省では妊婦健康診査として、次のようなスケジュールと内容を例示しています。

あくまでも標準的なものですので、特に「必要に応じて行う医学的検査」の内容は、医療機関などの方針、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態に基づく主治医の判断などによって、実際にはさまざまです。

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24週～35週	妊娠36週～出産まで
受 診 間 隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎 回 共 通 す る 基 本 的 な 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態の把握…妊娠週数に応じた問診・診察等を行います。 ●検査計測…妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するための基本検査を行います。 基本検査例：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（糖・蛋白）、体重（1回目は身長も測定） ●保健指導…妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスを行うとともに、妊婦さんの精神的な健康に留意し、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの相談に応じます。 		
必要に応じて行う医学的検査	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査（血液型、感染症、その他の項目） ●子宮頸がん検診（細胞診） ●超音波検査 	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査 ●B群溶血性レンサ球菌 ●超音波検査 	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査 ●超音波検査

町では平成21年4月から妊婦健康診査の助成回数が14回になりました（現在のところ国の補助期間は平成23年3月までとなっています）。

また、県外の医療機関および県内外の助産所で妊婦健康診査を受診した場合も助成を受けることができるようになりました。対象の方は手続きが必要となります。

問い合わせ先 役場健康福祉課 ☎ 286 - 3111 内線 133・134